

公安委員会 説明資料 No. 1	「地域警察運営規則の一部を改正 する規則案」について	令和6年9月12日 生活安全局
---------------------	-------------------------------	--------------------

1 改正の趣旨

地域警察運営規則（昭和44年国家公安委員会規則第5号）において地域警察の効果的運用を図るために必要な事項を定めているところ、警戒の空白を生じさせないための組織運営に向けた取組の一環として、人口動態の推移や警察事象の変化に即した地域警察の柔軟な運用が可能となるよう関係規定を改正する。

2 改正の概要

- (1) 交番及び駐在所の配置人員の基準の見直し等
- (2) 巡回連絡の実施方法の見直し
- (3) 勤務方法の柔軟化と管内実態を踏まえた活動重点事項の策定
- (4) 警察本部長、警察署長及び地域警察幹部の責務の明確化
- (5) 自動車警ら班、自動車警ら隊及び直轄警ら隊の設置基準の明確化
- (6) その他所要の規定の整備

3 施行期日

公布の日（令和6年9月13日予定）

4 その他

本規則は、行政手続法（平成5年法律第88号）第4条第4項第1号（組織について定めるもの）に該当することから、意見公募手続を実施しない。

<p>公安委員会 説明資料No. 2</p>	<p>「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則案」等に対する意見の募集について</p>	<p>令和6年9月12日 刑事局 生活安全局 交 通 全 局</p>
<p>1 概要</p> <p>大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律(令和5年法律第84号。以下「大麻取締法等改正法」という。)及び金融商品取引法等の一部を改正する法律(令和5年法律第79号。以下「金融商品取引法等改正法」という。)の施行に伴い、「暴力的不法行為等」等を定める関係国家公安委員会規則について所要の規定の整備を行うに当たり、意見公募手続を行うもの。</p> <p>2 改正の内容</p> <p>(1) 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則案</p> <p>大麻取締法(昭和23年法律第124号)及び麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)の一部改正による罰条の改廃等に伴い、大麻を含む麻薬の施用等を「暴力的不法行為等」等に追加するほか、所要の規定を整備する。</p> <p>(2) 金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則案</p> <p>関係国家公安委員会規則において引用する金融商品取引法(昭和23年法律第25号)の条項の移動に伴い、所要の規定を整備する。</p> <p>3 今後の予定</p> <p>意見公募手続：令和6年9月13日(金)から同年10月12日(土)までの間</p> <p>施行期日：2(1)については大麻取締法等改正法の施行の日 2(2)については金融商品取引法等改正法の施行の日</p>		

<p>公安委員会 説明資料No. 3</p>	<p>「道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令案」等に対する意見の募集について</p>	<p>令和6年9月12日 交 通 局</p>
<p>1 要旨 マイナンバーカードと運転免許証の一体化に関する、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の施行に伴い、関係規定を整備するとともに、改正法の施行期日を令和7年3月24日とする。</p> <p>2 期間 令和6年9月13日（金）から令和6年10月12日（土）まで（30日間）</p> <p>3 主な内容</p> <p>(1) 道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令案</p> <p>ア 特定免許情報の個人番号カードへの記録等に関する規定の整備 特定免許情報の個人番号カードへの記録等に関する事務について、手数料の標準を定めるとともに、国家公安委員会の権限に属する事務のうち、警察庁長官にその権限が委任されるものを定める。</p> <p>イ 運転免許等に関する手数料の標準の見直し 運転免許等に関する手数料の標準について、オンライン講習の導入や昨今の物価変動等を踏まえ、所要の見直しを行う。</p> <p>(2) 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案 マイナ免許証に記録される特定免許情報のうち、内閣府令で定める事項として申請者の写真を定めるほか、特定免許情報の記録等に関する手続について、申請書の様式や添付書類等の細目を定めるとともに、オンライン講習の導入に伴う所要の規定の整備を行う。</p> <p>(3) 道路交通法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則案 道路交通法の一部を改正する法律等の施行に伴う所要の規定の整備を行うほか、オンライン講習の方法の詳細を規定するなど、関係国家公安委員会規則の規定の整備を行う。</p> <p>4 施行期日 令和7年3月24日（月）予定</p>		

公安委員会 説明資料No. 4	令和6年秋の全国交通安全運動 の実施について	令和6年9月12日 交 通 局
--------------------	---------------------------	--------------------

1 実施期間

9月21日(土)から同月30日(月)までの10日間

2 主催

内閣府・警察庁等10府省庁、都道府県、市区町村、関係13団体

3 運動重点

- 反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止
- 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶
- 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

4 運動重点に関連する交通事故の特徴等

- (1) 「反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止」関係
 - 交通事故死者数が秋から年末にかけて増加傾向
 - 状態別死者の構成率では、9月以降は歩行中死者数が最多
 - 日の入り後1時間は、自動車対歩行者の死亡事故が増加
 - ・ 10月～12月は7月～9月と比較して約2倍増加
 - ・ 86%が歩行者横断中の事故で、大部分が「横断歩道以外横断中」
- (2) 「夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶」関係
 - 日の入り後1時間の自動車対歩行者の死亡事故では、自動車側の法令違反の約5割が「前方不注意」により発生
 - 飲酒運転の死亡・重傷事故は年末にかけて増加し、「飲食」目的による通行での事故が増加
 - 携帯電話等使用による死亡・重傷事故が近年増加
- (3) 「自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底」関係
 - 自転車乗用中の死者が微増し、自転車側の約77%に「法令違反あり」
 - 自転車乗用中死者の半数以上が「頭部」損傷によるもので、ヘルメット非着用は着用と比べて致死率が約1.5倍
 - 令和6年7月の街頭調査結果では、自転車乗車用ヘルメットの着用率は17.0%と、前回調査時(令和5年7月)に比べ3.5ポイント上昇

5 警察における重点的取組

- 反射材等の視認効果の周知や歩行者に対する交通ルール遵守の広報啓発など、歩行者の安全確保に向けた取組を強化
- 早めのライト点灯やハイビームの活用等に関する広報啓発を推進するとともに、地域・職域等における飲酒運転等根絶への取組を強化
- 自転車及び特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と「ながらスマホ」の禁止等の安全利用を促進するための広報啓発を推進